

加 入 申 込 書

平成 年 月 日

下野市商工会長 殿

(フリガナ)

氏名又は

代表者名

⑩

(大正・昭和・平成 年 月 日生)

このたび、私は貴会の趣旨に賛同し、加入いたしたく申し込みます。

企 業 名	(事業所名)		
住 所	(事業所)	(TEL)	
		(FAX)	
	(自宅)	(TEL)	
		(携帯)	— —
業 種			
創 業 年			
当該地区における営業年数	年		
経 営 形 態	個人	法人 (資本金	千円)
税 務 申 告	青色申告	白色申告	
従 業 員 数	名 (うち家族従業員 名)		
会費の納入方法 一括納付/分割納付	口座振替 (足銀 栃銀 小山信金 JA) 振込 現金		
月 額 会 費	円		

私または当社（当社の役員等を含む）は、反社会的勢力に現在及び将来にわたり該当しないことを表明・確約致します。	印	総代地区 _____ 担当者 _____
--	---	-------------------------

—個人情報利用について—

取得した個人情報は、本会が行う経営改善普及事業及び地域振興に係る次の業務における必要な範囲に限り、商工会及び栃木県商工会連合会、全国商工会連合会で共同利用いたします。

- ①小規模事業者に対する、経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策等の相談・指導ならびに講習会等を実施する上での計画、遂行、連絡。
- ②総会(総代会)や検定試験等の案内等。
- ③産業祭・物産展等地域振興に係る事業を実施するうえでの計画、遂行、連絡。
- ④国や県、市町村に向けた中小企業施策提言資料の作成。
- ⑤その他、商工会法第11条の定める事業に係る業務。

上記以外の目的で利用する必要がある場合には、あらかじめご本人の承諾を得ることを前提といたします。

また、収集した個人情報の取扱を外部に委託する場合には、委託先について厳正な調査を行ったうえ、個人情報の漏洩等の事故が発生しないよう適正な監督を行います。

預金口座振替依頼書

(取り扱い金融機関名)

栃木銀行
支店 御中

住所 下野市

氏名



区分	委託先番号	契約者番号				依頼日	
						平成 年 月 日	
委託先名	下野市商工会		振込先口座番号		普通預金No.		
預金者名	住所	〒 下野市				電話	0285()
	(フリガナ) 氏名					届印	

私は上記の会費等を次により口座振替によって支払いたく、下記の事項を確認のうえ依頼します。

引落し	栃木銀行 支店	科目(○印)	口座番号	振替日
指定口座	銀行番号 店番号	普通預金 1 当座預金 2		委託先が指定する日

(備考) - 預金口座振替規定 -

1. 私が支払うべき「下野市商工会の会費」、貴銀行に請求があったときは私に通知することなく請求金額を指定預金口座から引き落としの上お支払いください。
2. 預金の引き落としにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振り出し、または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
3. 預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)が振替日において請求金額に満たないときは、私に通知することなく委託先へ報告されてもさしつかえありません。
4. 私の都合により預金口座振替をやめる場合、または引落し指定口座を変更する場合には委託先を通じ貴銀行等所定の方法により通知します。
 なお、この通知がないまま長期間にわたり委託先から請求がない等相当の事由があるときはとくに申し出をしない限り、貴銀行等は、この預金口座振替契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
5. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても貴銀行等の責によるものを除き、貴銀行等にはご迷惑をかけません。

(金融機関使用欄)	口座番号確認
取りまとめ店	

預金口座振替依頼書

(取り扱い金融機関名)

足利小山 信用金庫
支店 御中

住 所 下野市

氏 名

印

区 分	委 託 先 番 号	契 約 者 番 号				依 頼 日		
						平成	年	月
						日		
委託先名	下野市商工会		振込先口座番号		普通預金No.			
預金者名	住 所	〒 下野市					電 話	0285()
	(フリガナ)						届 印	
氏 名								

私は上記の会費等を次により口座振替によって支払いたく、下記の事項を確認のうえ依頼します。

引 落 し	足利小山 信用金庫		支店	科 目(○印)	口 座 番 号	振 替 日
指定口座	銀行番号	店番号		普通預金 1 当座預金 2		委託先が指定する日

(備 考) - 預金口座振替規定 -

1. 私が支払うべき「下野市商工会 の会費」、貴 銀 行 に請求があったときは私に通知することなく請求金額を指定預金口座から引き落としの上お支払いください。
2. 預金の引き落としにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振り出し、または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
3. 預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）が振替日において請求金額に満たないときは、私に通知することなく委託先へ報告されてもさしつかえありません。
4. 私の都合により預金口座振替をやめる場合、または引落とし指定口座を変更する場合には委託先を通じ貴 銀 行 等所定の方法により通知します。
 なお、この通知がないまま長期間にわたり委託先から請求がない等相当の事由があるときはとくに申し出をしない限り、貴 銀 行 等は、この預金口座振替契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
5. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても貴 銀 行 等の責によるものを除き、貴 銀 行 等にはご迷惑をかけません。

(金融機関使用欄)		口座番号確認	
取りまとめ店			